

契 約 書 (案)

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、米国 Thomson Reuters 社（以下「本件提供者」という。）提供の**学術文献データベース「Web of Science: Science Citation Index Expanded」**（以下「本件」という。）の使用に関し、以下のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲に対し、本件のサービスを利用できるようにするものとする。

（契約期間）

第2条 本件の契約は平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

（契約金額）

第3条 年額 金 円とする。

（うちバースチャージ対象の額	金	円
（うち課税対象の額	金	円
（うち消費税および地方消費税の額	金	円
半期額	金	円

（使用料金の請求および支払い）

第4条 乙は、半期毎に、甲の検査職員の検査を得て、甲に請求するものとする。

2 甲は、適法な請求書を受理した日の属する翌月の25日（この日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）に、乙に支払うものとする。

3 乙は、本件の使用を、障害（甲の端末機、通信回線または通信機器の障害を除く。）により中断（ただし、甲の損害が乙の故意、又は重過失ある行為にもとづく場合に限る。）されたときは、中断された期間にかかる使用料金は、請求額に含めないものとする。

（契約保証金）

第5条 A 甲は乙が納付すべき契約保証金を免除する。

B 乙は甲に契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を納付するものとする。

（義務）

第6条 甲は本件を利用するに際し、本件提供者が定めた利用規約に従うものとする。

2 乙は甲が本件を利用するにあたり、本件提供者と連携し、本件が継続的に滞りなく運用されるように努めるものとする。

3 乙は甲の責めによらない理由によって本件の提供を一時的に中断する場合は、甲に対しその旨を事前若しくはその事象発生時に速やかに通知するものとする。

4 前項の場合、乙は本件提供者と連携し最善の措置を講じて早期回復に努めるものとする。

（契約の解除）

第7条 甲または乙は、次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができる。

（1）正当な理由なく契約を履行しないとき、または履行する見込みがないとき。

（2）この契約の履行にあたって不正な行為があったとき。

- (3) 故意または重大な過失により相手方に損害を与えたとき。
- (4) この契約に定めた事項に違反し、または違反するおそれがあると認められるとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

（賠償請求）

第8条 乙は、この契約の履行にあたって、その責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害の範囲内で賠償の責を負うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第9条 甲および乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させ、または担保の目的に供してはならない。

（秘密の保持）

第10条 甲および乙は、この契約によって知り得た業務上または技術上の機密情報を第三者に漏洩、開示してはならない。また、本件業務の目的以外に使用してはならないものとする。

2 前項の規定は、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（疑義についての協議）

第11条 この契約に定めのない事項、またはこの契約の履行に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 月 日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人 福井県立大学
理事長 林 雅則

乙